

## 旭川市有料老人ホーム設置運営指導指針の改正点

### 契約内容についての項目を追加

#### (新旭川市指針 2 基本的事項 (5))

高齢者の居住の安定の確保に関する基本的な方針（平成21年厚生労働省・国土交通省告示第1号）の五の4「高齢者居宅生活支援サービスの提供」を参考に、特定の事業者によるサービスを利用させるような入居契約を締結するなどの方法により、入居者が希望する医療・介護サービスを設置者が妨げてはならない旨追加した。

### 居室の面積についての基準を変更

#### (新旭川市指針 5 規模及び構造設備 (9) ア)

居室の面積について、旧旭川市指針において「13平方メートル」となっているものを「10.65平方メートル」に変更した。

### 廊下幅についての基準を変更

#### (新旭川市指針 5 規模及び構造設備 (9) オ)

旧旭川市指針において「片廊下にあつては1.8メートル以上、中廊下にあつては2.7メートル以上とすること。」となっているものを「1.8メートル以上とすること。」に変更した。

### エレベーターについての基準を変更

#### (新旭川市指針 5 規模及び構造設備 (9) ク)

旧旭川市指針において「少なくとも1基はストレッチャーを収納できるよう配慮すること。」となっているものを「身体が不自由な者が使用するのに適したものとすること。」に変更した。

### 旭川市有料老人ホーム設置運営指導指針に規定されていない構造設備について

#### (新旭川市指針 5 規模及び構造設備 (10))

新旭川市指針において具体的に基準が定められていない構造設備については、バリアフリー法（平成18年法律第91号）、北海道福祉のまちづくり条例（平成9年北海道条例第65号）及び旭川市福祉の街づくり環境整備要綱（平成9年3月発行）を参考に整備する旨追記。

### 建物構造等の特例についての内容を変更

#### **(新旭川市指針 6 既存建築物等の活用の場合等の特例 (2))**

「市長が、火災予防、消火活動に関し専門的知識を有する者の意見を聴いた上で一定の要件を満たす場合に耐火建築及び準耐火建築であることを要しないとしているもの」の前提条件を、「木造かつ平屋建て」から「木造」に変更した。

#### **スプリンクラー設備の設置についての内容を追加**

##### **(新旭川市指針 6 既存建築物の活用の場合等の特例 (2))**

「消防法施行令別表第1中6項口に該当する場合又は将来において該当することが予見される場合は、同法の定めに従い、スプリンクラーを設置すること。また、これに該当しない有料老人ホームについても、スプリンクラー設備を設置するよう努めること。」という内容を追加した。

#### **機能訓練指導員（サービスの内容によって配置される）についての項目を追加**

##### **(新旭川市指針 7 職員の配置、研修及び衛生管理 (1)イ(ウ))**

機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者を配置する旨追加した。

#### **管理規程の制定についての内容を追加**

##### **(新旭川市指針 8 有料老人ホーム事業の運営 (1))**

(1) 管理規程の制定において「入居者の定員、利用料、サービスの内容及びその費用負担、介護を行う場合の基準、医療を要する場合の対応などの管理規程を設けること。なお、上記内容を含み、入居者に対する説明事項を適切に提示している資料であれば、その呼称にかかわらず、管理規程として扱って差し支えない。」と、管理規程に代わるものについて明記した。

#### **帳簿の整備について項目を整理**

##### **(新旭川市指針 8 有料老人ホーム事業の運営 (2)及び(3))**

整備すべき帳簿について、旧旭川市指針において「入居者及びその身元引受人等の氏名及び連絡先を明らかにした名簿並びに設備、職員、会計及び入居者の状況（処遇状況を含む）に関する帳簿を整備するものとする。」となっているものを、名簿については「8-(2)名簿の整備」、帳簿については「8-(3)帳簿の整備」において定めるよう変更し、帳簿の内容を次のとおり整理した。

- (ア) 有料老人ホームの修繕及び改修の実施状況
- (イ) 老人福祉法第29条第7項に規定する前払金、利用料その他の入居者が負担する費用の受領の記録
- (ウ) 入居者に供与した次のサービス（以下「提供サービス」という。）の内容

- a 入浴，排せつ又は食事の介護
  - b 食事の提供
  - c 洗濯，掃除等の家事の供与
  - d 健康管理の供与
  - e 安否確認又は状況把握サービス
  - f 生活相談サービス
- (エ) 緊急やむを得ず入居者に身体的拘束を行った場合にあっては，その態様及び時間，その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由
- (オ) 提供サービスに係る入居者及びその家族からの苦情の内容
- (カ) 提供サービスの供与により入居者に事故が発生した場合は，その状況及び事故に際して採った処置の内容
- (キ) 提供サービスの供与を委託により他の事業者に行わせる場合にあっては，当該事業者の名称，所在地，委託に係る契約事項及び業務の実施状況
- (ク) 設備，職員，会計及び入居者の状況に関する事項

#### 医療機関との連携についての項目を追加

##### (新旭川市指針 8 有料老人ホーム事業の運営 (8))

入居者が医療機関を自由に選択することを妨げてはならない旨を追加した。

また，医療機関から入居者を患者として紹介する対価として経済上の利益を受けるなどにより，入居者の受診を誘引してはならない旨についても追加した。

#### 介護サービス事業所との関係についての項目を追加

##### (新旭川市指針 8 有料老人ホーム事業の運営 (9))

以下の項目を追加した。

「(ア) 近隣に設置されている介護サービス事業所について，入居者に情報提供すること。

(イ) 入居者の介護サービスの利用にあっては，設置者及び当該設置者と関係のある事業者など特定の事業者からのサービス提供に限定又は誘導しないこと。

(ウ) 入居者が希望する介護サービスの利用を妨げないこと。」

#### 有料老人ホーム職員の兼務についての項目を追加

##### (新旭川市指針 9 サービス等 (3))

有料老人ホームの職員が，介護保険サービスその他の業務を兼ねる場合，各職員について，それぞれが従事する業務の種別に応じた勤務状況を明確にする観点から，適切に勤務表の作成及び管理を行う旨追加した。

#### 高齢者の虐待防止についての項目を追加

#### **(新旭川指針 9 サービス等 (4))**

以下の項目を追加した。

- 「(4) 設置者は、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）に基づき、次の事項を実施すること。
- (ア) 同法第5条の規定に基づき、高齢者虐待を受けた入居者の保護のための施策に協力すること。
- (イ) 同法第20条の規定に基づき、研修の実施、苦情の処理の体制の整備その他の高齢者虐待の防止等のための措置を講ずること。」

#### **消費者契約の留意点に関する項目を追加**

##### **(新旭川市指針 12 契約内容等 (3))**

消費者契約法（平成12年法律第61号）第二節（消費者契約の条項の無効）の規定により、事業者の損害賠償の責任を免除する条項、消費者が支払う損害賠償の額を予定する条項及び消費者の利益を一方的に害する条項については無効となる場合があることから、入居契約書の作成においては、十分に留意する旨追加した。

#### **その他**

旧旭川市指針において「入居一時金」としていたものを新旭川市指針では「前払金」と表記を改めた。